

お客様各位

令和3年9月10日

日本国際商船株式会社



緊急事態宣言の期限延長及びまん延防止等重点措置についての対応

政府は9日、東京や大阪など19都道府県について、「緊急事態宣言」の期限を12日から30日まで延長することを新型コロナウイルス感染症対策本部で決定いたしました。岡山と宮城については12日で解除し、「まん延防止等重点措置」に移行となります。

また、「まん延防止等重点措置」については、6県を期限の12日で解除し、岡山と宮城を加えた8県の期限を同じく30日まで延長することを決定いたしました。

上記緊急事態宣言の期限延長及びまん延防止等重点措置を踏まえ、弊社といたしましては社会的役割を担う国際物流の事業遂行を安全かつ円滑に行うため、また、人と人との接触を極力避け感染を防止する観点から東京支店、大阪本社、南港営業所、神戸支店の業務につきまして下記の通り時差出退勤制を延長し対応を行なわせていただきます。

<東京支店、大阪本社、南港営業所、神戸支店：時差出退勤制>

通常始業時刻 AM9：00 ——> 実施後 AM8：00～AM10：00 の間を始業時刻とする。

通常終業時刻 PM17：20 ——> 実施後 PM16：20～PM18：20 の間を終業時刻とする。

<実施期間>

9月13日（月）から9月30日（木）まで。

今後も、感染状況や自治体・政府見解を注視しながら、柔軟に対応することといたします。

ご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、皆様におかれましては、ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上